

「デイサービスセンターさくら園(通所介護、介護予防通所介護)」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第 2470702081 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護・介護予防通所介護（以下「通所介護等」という。）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」または「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 苦情の受付について	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈徳会
(2) 法人所在地 三重県北牟婁郡紀北町海山区上里堂の谷 227 番地 1
(3) 電話番号 0597-33-1500
(4) 代表者氏名 理事長 小倉博之
(5) 設立年月 平成 17年 12月 2日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成 23年 7月 1日
指定介護予防通所介護事業所・平成 23年 7月 1日
三重県指定 第 2470702081 号
※当事業所は特別養護老人ホームさくら園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター さくら園
- (4) 事業所の所在地 三重県松阪市下蛸路町 409 番地 1
- (5) 電話番号 0598-20-0051
- (6) 施設長（管理者）氏名 小田さゝ笛
- (7) 当事業所の運営方針 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。
- (8) 開設年月 平成 2年 10月 1日
- (9) 利用定員 50名

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 旧松阪市内（平成 17年 1月 1日合併前の地域）
多気町の一部(相可小学校、津田小学校、佐奈小学校区一部)
※特定農山村法対象地域は除く

- (2) 営業日及び営業時間（通所介護等）

営業日	月曜日から土曜日（定休日：日曜日） 但し、1月1日から3日の3日間は特別休業日とする
受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時00分～17時00分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

通所介護

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1	1名
2. 介護職員	8.5	8名
3. 生活相談員	2	1名
4. 看護職員	1.1	1名
5. 機能訓練指導員	1.3	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 生活相談員	勤務時間：8：30～17：30 ☆原則として1名の相談員が勤務します。
2. 介護職員	勤務時間：8：30～17：30 ☆原則として職員1名あたり利用者6名のお世話をします。
3. 看護職員	勤務時間：9：00～17：00 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。
4. 機能訓練指導員	勤務時間：9：00～18：00 ☆原則として1名の理学療法士が勤務します。

☆土曜日は上記と異なります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。（ただし、ご契約者様により利用料金の7割または8割が介護保険から給付される場合もあります。）

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも器械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

③機能訓練

- ・ご契約者の希望により、機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

<サービス利用料金>（契約書第6条参照）※ 別紙参照

料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事（居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

食事時間：12：00～12：40

料 金：1回あたり 600円（昼食・おやつ）

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 15円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑤おむつ代

実費

おむつ等は、自宅よりご持参していただきますが、緊急時などは、センターのものをご利用していただきます。おむつの種類等により実費をご負担いただきます。

※物価の急激な高騰等やむを得ない事由がある場合には、利用料金を変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 現金支払

※利用の際に料金をお渡しいただく場合は、お手数ではございますが封筒に日付・利用者氏名・金額を記載し、必ず密封して送迎者に手渡しいただきますようお願いいたします。

② 下記指定口座への振り込み（振り込み手数料は各自ご負担いただきます）

三重信用金庫 新町支店 【普通】1098291

《名義》 社会福祉法人 慈徳会
デイサービスセンター さくら園
理事長 小倉 博之

③ 口座振替サービス

- ・ ご利用者が指定する金融機関※本支店口座(一部のJ F /漁協、信用組合除く)からの自動引き落としとなります。

名義は『ご利用者名』でも『ご家族名』でもかまいません

(収納代行 三菱UFJニコス株式会社)

※ 金融機関

- ・ 都市銀行(三菱東京UFJ、三井住友、みずほ、りそな、埼玉りそな)
- ・ 信託銀行(三菱UFJ信託、住友信託、中央三井信託、みずほ信託、りそな信託)
- ・ 地方銀行全行(百五、第三、三重、中京など)
- ・ 信用金庫全庫(三重、津、北伊勢上野など)
- ・ 農業協同組合全組合(松阪、津、伊勢、鈴鹿農協など)
- ・ 労働金庫全庫(東海、静岡県、近畿、北陸など)
- ・ ゆうちょ銀行(郵便局)

一部の信用組合、農協、漁協、インターネット銀行は不可

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護等サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

津谷 真帆

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～17：00

○電話 0598-20-0051

○FAX 0598-20-0052

（2）苦情処理の方法

① 苦情の受け付け

苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。その際、次の事項を書面に記入し、苦情申し出人に確認します。（内容、希望、第三者委員会への報告の要否、第三者委員の話し合いへの立会い要否など）

② 苦情受付の報告

苦情受付担当者は、受理した苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。

③ 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は職員代表による苦情解決委員会を別に組織し、十分検討のうえ、苦情申し出人との話し合いによる解決に努めます。

（3）当施設の第三者委員

大阪弁護士会 矢吹 保博 氏（弁護士）

速水林業 速水 亨 氏（代表）

（4）行政機関その他苦情受付機関

松阪市保健福祉部 介護高齢課介護保険係	所在地 松阪市殿町1340-1 電話番号 0598-53-4090
国民健康保険団体連合会 苦情処理専用電話	所在地 津市桜橋2丁目96 電話番号 0592-222-4165

平成 年 月 日

指定通所介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター さくら園

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護等サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

代理人住所 氏名 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 1377.72㎡ (居宅支援事業所・ヘルパーステーション含む)

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

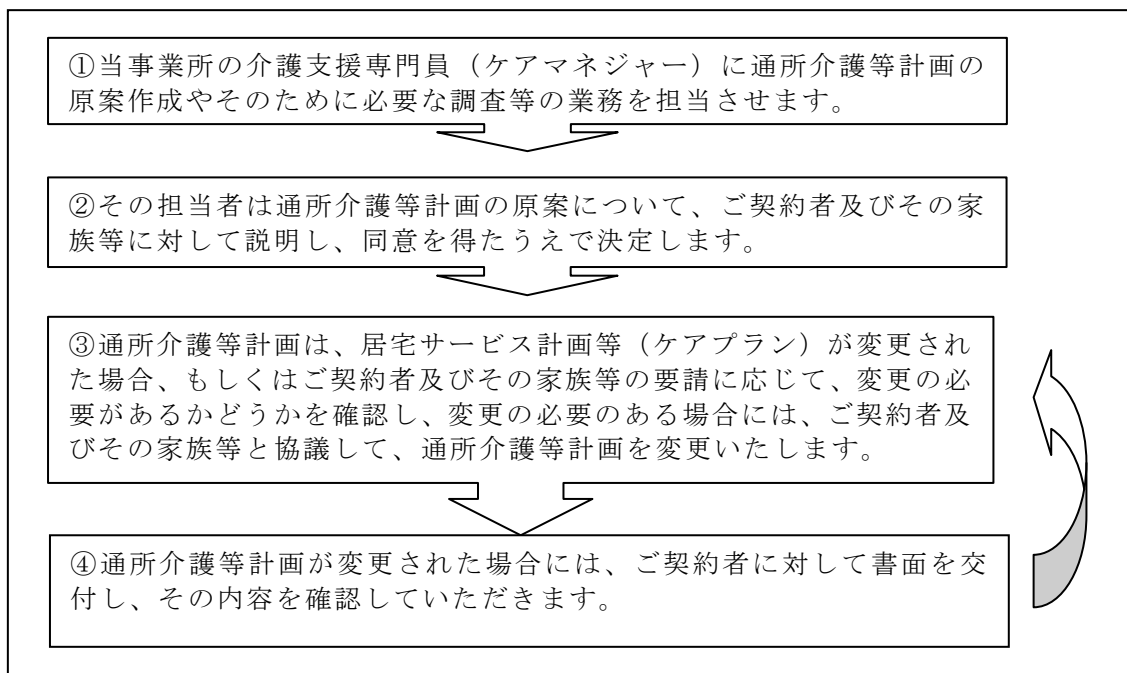
看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

理学療法士…心身等の状況に応じ日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の、訓練を行います。

管理栄養士…個別的な栄養相談、集団的な栄養教育の事業を行います。

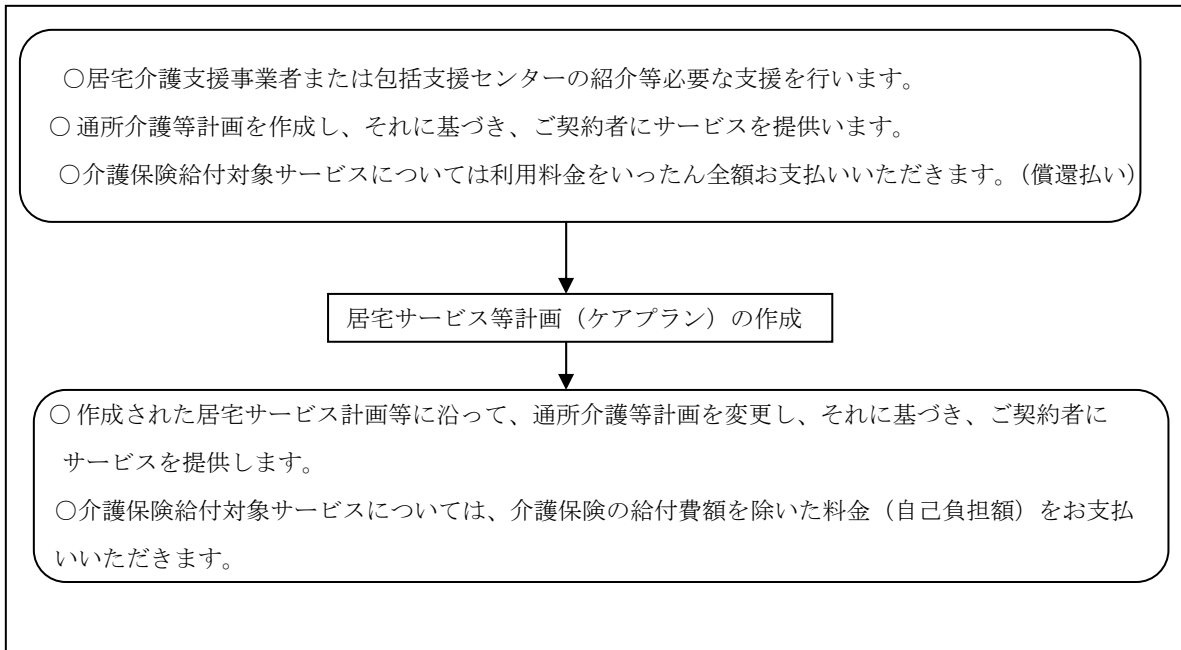
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画または介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」とする。）（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護等計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

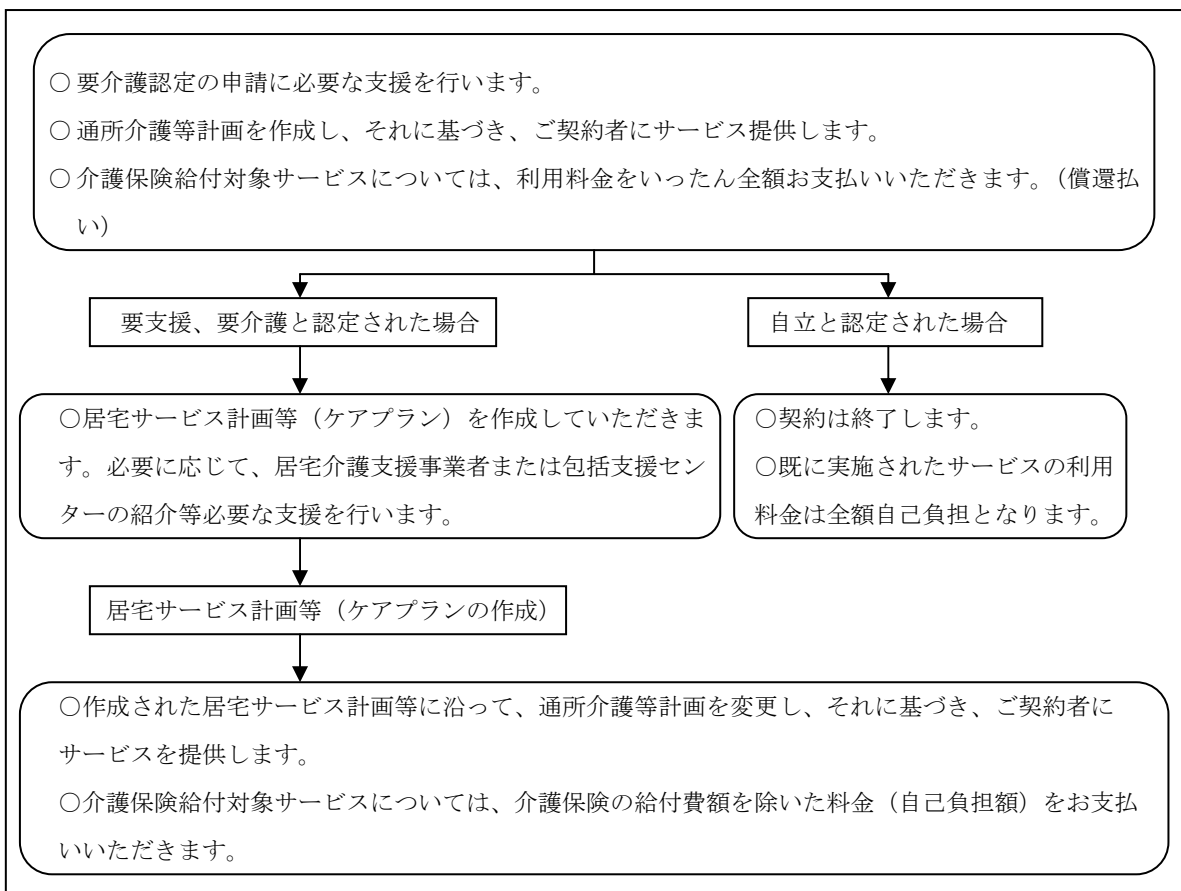


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画等（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
 - ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
 - ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 15 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 16 条、第 17 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画等(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護等サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上、遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。